別紙１－６号様式（第６の１関係）

交付決定通知の書例

福島県指令（総室名又は所名の約字）第○○号

補助事業者名（住　　所）

（氏　　名）

令和　年　月　日付け　第　号で申請のあった令和　年度ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業（産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策））補助金については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）第５条の規定により、次のとおり（又は次のとおり変更の上）交付することに決定したので、同規則第７条の規定により通知する。

令和　年　月　日

福島県知事　　　　　　○○○○

（福島県○○農林事務所　○○○○）

【※直接補助の場合】

〔補助事業の目的及び内容〕

１　補助金の交付の対象となる事業は、令和　年　月　日　第　号で申請（以下「申請書」という。）のあったふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業（産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策））とし、その内容については、申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

　　※　変更決定する場合は、以下のとおり記載する。

　　　１　補助金の交付の対象となる事業は、令和　年　月　日　第　号で申請（以下「申請書」という。）のあったふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業（産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策））とし、その内容については、下記のとおり変更するほか、申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

〔補助事業に要する経費、補助金の額及び補助金の額の変更の権限留保〕

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

（国の補助金の目名）　産地生産基盤パワーアップ事業費補助金

補助事業に要する経費　　　金　　　　　　円

補助金の額　　　金　　　　　　円

〔経費の配分〕

３　補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区

分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

　　　※　変更決定する場合は、以下のとおり記載する。

　　　　３　交付事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

　　　　　　区分　　　　補助事業に要する経費　　　補助金額

　　　　　○○○　　　　　　　　　　○○○円 　　　○○○円

　　　　　○○○　　　　　　　　　　○○○円 　　　○○○円

　　　　　○○○　　　　　　　　　　○○○円 　　　○○○円

〔額の確定〕

４　補助金の額の確定は、補助対象事業費の実績額に、ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）別表の３に定める各経費に対応する補助率を乗じて得た額と前記３の区分ごとの補助金の額（変更された場合には変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

〔交付条件〕

５　補助事業者は、別表に掲げる法令等に従わなければならない。

６　補助金交付の条件は、前記５に定めるもののほか次のとおりとする。

(1)　補助事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ福島県知事（以下「知事」という。）（又は、福島県○○農林事務所長（以下「所長」という。））の承認を受けなければならない。

ア　補助事業に要する経費の配分の変更（県交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ　補助事業の内容の変更（県交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2)　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事（又は、所長）に報告してその指示を受けなければならない。

(3)　 補助事業者は、県交付要綱第１３条第１項の規定に基づき、当該補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理保管し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

また、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、県交付要綱第１３条第２項に基づき財産管理台帳（県交付要綱第９号様式）及びその他関係書類を整備し、県交付要綱第１２条に定める期間、保管しなければならない。

(4)　補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。

ア　補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税額等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ　補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を県交付要綱第１０条第３項に基づき速やかに知事（又は、所長）に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(5)　補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(6)　前号の財産のうち１件当たりの取得価格５０万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）を補助金交付申請書に記載している場合は、知事の承認を受けたものとする。

(7)　補助事業者が前号により承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

(8)　県交付要綱第７条の規定に基づき、補助事業者が申請の取り下げのできる期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して１０日以内とする。

(9)　補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(10)　補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

【※間接補助の場合】

〔補助事業の目的及び内容〕

１　補助金の交付の対象となる事業は、令和　年　月　日　第　号で申請（以下「申請書」という。）のあったふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業（産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策））とし、その内容については、申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

　　※　変更決定する場合は、以下のとおり記載する。

　　　１　補助金の交付の対象となる事業は、令和　年　月　日　第　号で申請（以下「申請書」という。）のあったふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業（産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆生産・加工施設整備対策））とし、その内容については、下記のとおり変更するほか、申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

〔補助事業に要する経費、補助金の額及び補助金の額の変更の権限留保〕

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

（国の補助金の目名）　産地生産基盤パワーアップ事業費補助金

補助事業に要する経費　　　金　　　　　　円

補助金の額　　　金　　　　　　円

〔経費の配分〕

３　補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

　　　※　変更決定する場合は、以下のとおり記載する。

　　　　３　交付事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

　　　　　　区分　　　　補助事業に要する経費　　　補助金額

　　　　　○○○　　　　　　　　　　○○○円 　　　○○○円

　　　　　○○○　　　　　　　　　　○○○円 　　　○○○円

　　　　　○○○　　　　　　　　　　○○○円 　　　○○○円

〔額の確定〕

４　補助金の額の確定は、前記３の区分ごとの間接補助事業に要した実績額にふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）別表のｐ３に定める各経費に対応する補助率を乗じて得た額と前記３の区分ごとの補助金の額（変更された場合には変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

〔交付条件〕

５　補助事業者は、別表に掲げる法令等に従わなければならない。

６　補助金交付の条件は、前記５に定めるもののほか次のとおりとする。

(1)　補助事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ福島県○○農林事務所長（以下「所長」という。）の承認を受けなければならない。

ア　補助事業に要する経費の配分の変更（県交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ　補助事業の内容の変更（県交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2)　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに所長に報告してその指示を受けなければならない。

(3)　補助事業者は、県交付要綱第１３条第１項の規定に基づき、当該補助事業者等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理保管し、これらに加え、当該補助事業等に係る国の補助金等と当該補助事業等に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（県交付要綱第８号様式）を作成し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

(4)　補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、補助事業者が補助金を交付する事業者（以下「間接補助事業者」という。）の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。

ア　補助事業者は、実績報告を行うに当たって、間接補助事業者の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ　補助事業者は、実績報告の提出後に、間接補助事業者の消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を県交付要綱第１０条第３項により速やかに所長に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(5)　間接補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(6)　前号の財産のうち１件当たりの取得価格５０万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）を補助金交付申請書に記載している場合は、知事の承認を受けたものとする。

(7)　間接補助事業者が前号により承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

(8)　県交付要綱第７条の規定に基づき、補助事業者が申請の取り下げのできる期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して１０日以内とする。

(9) 補助事業者は、概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(10) 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

(11) 補助事業者は、間接補助に際しては、間接補助事業者に対し次に掲げる条件を付さなければならない。

ア　別表に掲げる法令等に従うべきこと。

イ　間接補助事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならない。

(ｱ) 補助事業に要する経費の配分を変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）しようとする場合

(ｲ) 補助事業の内容を変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）しようとする場合

(ｳ) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

ウ　間接補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに補助事業者に報告してその指示を受けなければならない。

エ　間接補助事業者は、県交付要綱第１３条第１項の規定に基づき、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理保管し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

また、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、県交付要綱第１３条第２項の規定に基づき財産管理台帳（県交付要綱第９号様式）及びその他関係書類を整備し、県交付要綱第１２条に定める期間、保管しなければならない。

オ　間接補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。

(ｱ) 間接補助事業者は実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(ｲ) 間接補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記(ｱ)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を県交付要綱第１０条第３項の規定に基づき速やかに補助事業者に報告するとともに、補助事業者の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

カ　間接補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

キ　前号の財産のうち１件当たりの取得価格５０万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載している場合は、知事の承認を受けたものとする。

ク　間接補助事業者が前号により承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがある。

ケ　間接補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

コ　間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法令等名 | 年月日番号等 | 備考 |
| 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 | 昭和３０年８月２７日法律第１７９号 |  |
| 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 | 昭和３０年９月２６日政令第２５５号 |  |
| 農林畜水産業関係補助金等交付規則 | 昭和３１年４月３０日  農林省令第１８号 |  |
| 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱 | 令和４年１２月１２日４農産第３５０６号農林水産事務次官依命通知 |  |
| 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて | 令和４年４月１日３新食第２０８８号、３農産第２８９７号、３畜産第１９９１号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知 |  |
| 福島県補助金等の交付等に関する規則 | 昭和４５年１０月２７日  福島県規則第１０７号 |  |
| ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金交付要綱 | 令和５年４月１日５生流第５３号  福島県農林水産部長通知 |  |
| ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業実施要領 | 令和５年４月１日５生流第５４号  福島県農林水産部長通知 |  |